

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会  
(第1回) 議事要旨

1 日 時 平成19年8月2日(木) 10:00~11:35

2 場 所 中央合同庁舎第2号館5階 総務省第4特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

秋池玲子、伊東 晋、生越由美、金山智子、北 俊一、鈴木 博、  
根岸 哲(座長)、森川博之、山本隆司、吉田 望

(2) 総務省

菅総務大臣、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、  
吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、  
藤島地域放送課長

4 議題

(1) 開催要綱について

(2) 懇談会の公開について

(3) マルチメディア放送サービスをめぐる現状等について

(4) 今後の懇談会の進め方について

(5) 検討課題の提案募集について

(6) その他

5 議事要旨

(1) 菅総務大臣挨拶

(2) 「開催要綱」、「懇談会の公開」について

○事務局提案の「開催要綱(案)(資料1)」と「懇談会の公開について(案)  
(資料2)」について了承。

(3) 座長の選任及び座長代理の指名について

○根岸構成員を座長に選任。また、根岸座長より黒川構成員を座長代理に指名。

(4) 「マルチメディア放送サービスをめぐる現状等」、「今後の懇談会の進め方」、  
「検討課題の提案募集」について

○事務局から、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等をめぐる現状

(資料3)、「放送制度の概要(資料4)」、「電波有効利用方策委員会報告書 概要(H19.6.27)(資料5)」並びに「今後の懇談会の進め方について(案)(資料6)」及び「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」検討課題提案募集要領(案)(資料7)」について説明。  
○事務局説明後の議論の概要は次のとおり。

【構成員】まずは、今後の懇談会の進め方を先にご議論いただきたいと思います。今、資料6で今後の進め方についてご説明いただきました。そして、検討課題の提案募集については、資料7の要領(案)でというお話でございましたが、この点については、いかがでしょうか。

【構成員】この紙を拝見しますと、「広く意見を募集し」ということになっておりますが、今日が8月2日で、期限が8月末締切、一般的に考えると、お盆休みなどもありますわけで、非常に短い期間の募集かと思うんですけれども、これはスケジュール上、もういたし方ないということでしょうか。

【総務省】9月の冒頭ぐらいまで時間をとるように検討いたします。

【構成員】そうですね。受けた側の印象として、すごく短い。広くと言いながら、やりにくい仕組みだと思わせないような期間を検討いただければと思います。

【構成員】たくさん提案が来過ぎた場合に、プレゼンテーションが4回程度と想定されているが、どこか絞るメカニズムというのはございますか。

【総務省】ひとまず座長とご相談させていただき、必要に応じ、構成員の皆様にお諮りをするということかと存じます。特に、ある分野に多く偏って来たならば、その中から少し選ばせていただくとか、一方、他の分野の提案が少な目でも重要と思えば、きちんとお話しいただく、そういうこともあると思いますので、あらかじめ基準を決めておくというのは難しいかと思えます。

【構成員】わかりました。

【構成員】今のお話のとおりですけど、やってみないとわからないところがありますので、構成員の皆さんのご意見を何らかの形で頂戴し、それを踏まえましてやりたいと思っております。

【総務省】多分、技術的には、無限には出てこずに、ある程度の数に限られてくる

のではないか。ただ、そういう技術を使いたいと言われる方々、あるいはそれを若干派生的な方々が、いろいろ出てくるかもしれない。そういう場合は、技術のグループごとに、代表的なところにプレゼンしていただくという手法もあるので、構成員の皆様方にご相談しながら進めていきたいと思えます。

【構成員】今のことについて、何かご意見ございますか。よろしいですか。それでは、今後の進め方につきましては、ご提案の要領で進めていただくということで。なお、若干、期限等を考慮いただくということです。

それでは、進め方はそういう形でやるということですが、次は中身の問題について。それぞれ先生方の専門分野からお話しいただくということでも結構ですし、そうでない分野の問題についてご議論いただいても、もちろん結構でございますので、どなたからでもご自由に、ご質問、ご意見等、どれでも結構でございます。よろしくお願いいたします。

【構成員】それでは、一番初めに、簡単な質問からさせていただきます。放送制度の概要、資料4の3ページ目です。ここで委託放送事業者と電気通信事業者で、矢印が放送からだ上から下で、通信だと真ん中から上に行って、下に行くと。これはただコンテンツと通信のインフラという観点から見ると、すべて上から下で同じような感じがするのですが、こういうふう矢印の向きが違うのは、それぞれの放送と通信という事業者の法律が違うから、こういうふうな矢印になっていると。ただ、実態的には同じだという理解で、これはよろしゅうございますか。

【総務省】ハードとソフトの関係、当然、物理的に届いているのがハードで、それをコンテンツ、何をのつけるかということですが、そういう意味では同じですけれども、そこは法律の仕組みとして、こういう考え方でつくられているということでございます。

【構成員】要望というか、事務局の方にお願いですけれども、2011年、アナログ停波したら、間髪入れずサービスを開始するということに向けた線表、逆線表というんですか。つまり、そこからスタートするためには、いつまでに何をしなければならぬか、ここに参入したいという方々がたくさんいるという話ですけれども、その人たちは、一体いつまでに何を準備していけばいいのか、国としては、いつまでに何を決めなければならぬか、そういった線表が手元にあると、すごくわかりやすいかなと思えます。

もう1点ですけれども、先ほど来、ご説明されている中で、これこれこういうところが論点になるかと思えますという発言が何回か聞かれたんですが、論点とか、全体像といいますか、イシューツリーといいますか、今回の懇談会というのは、こ

の論点を解決するということが目的だという論点リストみたいなものがあるといいかなと。これは、先ほど意見募集をするという話もありましたけれども、本当は、その意見募集をする前に、こういう論点があるんですよと、それぞれの論点について言及していただくほうがぼやけないというか、それぞれの希望者が勝手なことというか、自分勝手なことを好き放題プレゼンするという形になりがちなので、きっちり。これはAかBか、1か0か、やるかやらないかという論点が幾つもあると思うんです。そこに対して、希望される方はどう考えるかというところを明確に出していただきながらプレゼンしていただかないと、結局、またもう1回聞くとか、結局何だったんだろうみたいな。結局、この方式を通してくれと言っているだけじゃないかというようなプレゼンで終わってしまうことを懸念します。よろしくご検討ください。

【構成員】今、2番目におっしゃったことは、おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、提案募集をやるわけで、初めから論点を決めてしまってやっている、それにとらわれてしまうという面もある。だから、いろんな提案をやっていただくということで、そこから多分、我々が論点自体を考えると、初めから論点が決まっているというわけでは必ずしもないところもあるという気はいたしますが、いかがでしょうか。最初のほうの準備スケジュールの話は事務局のほうで、そして2番目の話も、もちろんこれは私の勝手な意見なんで、事務局ではどういうふうにお考えかということをお話していただければと思います。

【総務省】1点目の全体スケジュールでございますが、この懇談会で来年の春ないし夏前までに、大枠をまず決めていただきまして、そこから技術基準等を策定したり、例えば、法律改正が必要であれば、2009年に法改正をしていくこととなります。それにつきまして、その他のいろんな免許基準、免許方針とか、そういうさまざまな制度がございます。そこら辺につきましては、やはりそのぐらいまでかかりますので、その後、実際に参入を募集してやっていくということになります。

本日はご用意してまいりませんでしたので、そういうイメージというのを、別途、メールか何かで構成員皆様に送らせていただきたいと思いますと考えております。

2点目の提案募集につきましては、論点を示す形というのも、確かにおっしゃるとおりなんですけれども、我々としては、まずはマルチメディア放送という、むしろ我々も気がつかない面もあるかもしれないということで、逆に縛ることなく、広目にこのご提案をいただくということが、最初の提案募集としてはよいのかなと思った次第で、項目としては、技術、ビジネスモデル、制度という、大きく項目ですけれども、提案募集をさせていただいてはいかがかという趣旨でございます。

【構成員】了解しました。

【構成員】提案がどのくらいあるかわからない。資料5の13ページにはかなりの数の提案がありますが、これは、ある時点の結果と思われる。さらに増えているのですか。それとも今はもっと整理されているのでしょうか。資料5の13ページにおいて、デジタル放送のマルチメディア放送というところだけでも21個あります。全体でいうと、デジタル放送だけで44個あって、こんなにいっぱいあるのでしょうか、その辺がよくわからないのですが。

論点の件については、最初にざっと、論点なくてもいいと思います。後で論点整理することになると思うのでそういうところでプレゼンテーションをやってもらえばいいのではと思います。

【総務省】最初のほうを、お答えします。資料5の13ページのところ、44件、デジタル放送関係で出ていて、アナログ放送関係もFM6件出ているわけですが、この中身はかなり重複してしまっていて、その2ページ後の15ページのところに、システムとしての、前回、このときの提案が出ています。この薄い緑色のところが、いわばデジタル放送のところですが、方式としては、大きく6つの方式が、デジタルラジオ、マルチメディア放送というようなことで提案をされておまして、同じ方式を複数の方が提案しているというようなケースを考えてでございます。ですから、この時点では、若干の亜流みたいなものは、あるいはビジネスモデルが違うというのはあったにせよ、方式としては、この程度の形になったと。

【構成員】大体整理されていて、ここにある範囲内で収まると考えてよろしいですか。

【総務省】その後、また時間がたっておりますので、新しい技術に基づく提案が出てくるかもしれませんし、それからビジネスモデル的に工夫されたものが出てくるかもしれませんけれども、このときの状況を踏まえてやれば、この程度の枠の中でおさまるのではないかと、現時点で想像しているところです。

【構成員】そうですか。わかりました。

【総務省】2点目につきましては、論点を整理していく過程でも、柔軟に外部の方の意見も聞いていくということは、議論の状況に応じまして、柔軟に考えてまいりたいと思います。ですから、スケジュールも、現時点ではこう考えているという提案ですので、進める中で、できるだけ議論が充実するように工夫させていただきたいと存じます。

【構成員】論点については、今、皆様もおっしゃいましたように、幅広く取るということに賛成いたします。あと、プレゼンのときは、やはり論点整理をされた状態で、ぜひプレゼンをしていただきたいと願います。

今、ペーパーを読んでいる気がついたんですけれども、国際競争力を高めるための新しいビジネスモデルを支援するという点を、こちらの課題提案募集ペーパーの1ポツの検討課題提案募集の対象で、もうちょっと強く入れたほうが、新しいものを総務省はサポートするというのが前面に出るのではないかという感じがいたします。併せて、2009年あたりに法改正するのであれば、法改正事項も含めて、ぜひご提案いただきたいということで、強めの書き方を最初にされたほうがよろしいかなというふうに感じました。特に新しいビジネスモデルを見ておりますと、知的財産については、いろんな問題が出てくると思いますので、そこら辺も踏まえて、率直に、いろんな疑問点とか問題点を指摘していただくのが、私は日本のためになるかと思えます。

【総務省】国際的な視点というのは、この提案募集の中でもうまく入れるように考えたいと思います。

【構成員】論点の中に、今回の懇談会として妥当かどうかわかりませんが、ただ、検討課題、提案募集の中に、「総務省では、これを踏まえ、事業化に向けたビジネスモデルや社会的役割の在り方」ということが書かれていまして、これを見ますと、制度分野、技術分野、そしてビジネスモデル分野ということで、社会的に、むしろこういった放送を受ける視聴者側から見て、どういうことを求めるかといった問題とか、先ほどの提案の中にも1つありましたが、いわゆる難視聴世帯があってはいけないと、デジタルデバイドみたいな格差の問題とか、現に今、デジタル化の中で、そういうことも議論されているという意味で、社会的な役割を一般の国民、市民は何を期待しているかというあたりの議論も、入れていただければと思う。そうしますと、多分、公募する範囲がかなり広がってしまうということもあるかと思えますけれども、何らかの形で、そういったものも議論の中に含めていただきたいと思えます。

【総務省】はい。ご趣旨を踏まえ、検討させていただきます。

【構成員】さっき事務局のほうから論点が幾つかありましたが、それとは違う論点や、あるいは敷衍するような論点がありましたらどうぞ。

【構成員】日本の国際競争力強化をするためにということが大きく打ち出されている中、先ほど、資料3の11ページにありますように、日本のワンセグという方式

が、ブラジルと日本というところだけに塗られていると。ほかの国々はDVB-H、T-DMB、MediaFLOというところで塗り分けられている。これもICT懇の放送のほうで相当議論になったわけですが、だれのための国際競争力か。例えば、端末メーカーさんの国際競争力ということ考えたときに、グローバルスタンダードといえますか、大きな市場が求められる。大きな市場が見込める国が採用する規格を日本でも採用するというような考え方というのはあると思うんです。韓国なんかは、いつもそういう、WCDMAの携帯電話の話ですけれども、そっちがグローバルスタンダードだと言ったら、国策としてスイッチしてしまうというぐらい、それはサムソン、LGのグローバルシェアを高めるための国家戦略なわけですが、広く意見募集するという話もありますけど、国、総務省として、日本の国際競争力強化のためにどうすべきかという論点、あるいはそれに対するご意見というのを広くお伺いしたいなと思います。日本の方式を押し出していくということが、ほんとにいいのか悪いのか。方式はいいですと。ただ、その上のビジネスモデルを先に確立して、おもしろいことができれば、ほかの方式の上で、そのビジネスモデルが動けば、それを輸出していけばいいというのは、いろんな論点があると思いますので、ゴールというか国際競争力の議論をするときに、いつも、一体何を、主語がだれ、言ってしまうとだれがもうかるのかというところがいつもあいまいで、もやもやとした結論しか出ないところがありますので、そこら辺も突っ込んで、ぜひ議論していきたいなと思います。

【構成員】最初、私のスタンスを述べたいと思うんですけれども。これは、この懇談会のことに関係ないんですけれども、私はデジタル放送については賛成でしたけれども、ただ、アナログ停波については、最終的にさまざまな問題が短期に決めて起こりますと、最終的に放送局経営に大きな差しざわりが起きるという可能性もあることから、その時期については、必ずしも決めてやることにこだわらないほうがいいんじゃないかという意見をずっと持っております。これは総務省さんの意見と違ったので、この種の懇談会に出ないようにしていたんですけれども、今回、そういうことも含めて、正直に話しても構わないと言われましたので、自分のスタンスとしては、現実問題として、そういうこともある。ただ、この意思決定とは別の問題として、自分の意見としては、そういうことを思っています。

今のビジネスモデルについてなんですけれども、放送といっても、大体モデルというのは、広告か有料かダウンロード物販かという、3つだと思います。モデルの中で、広告放送ですと既存のコンテンツの使い回しになるし、モデルがもう古いので、広告放送を増やすというのはあまりおもしろくないんじゃないかなと。ですから、有料モデルで消費者からお金を取れるようなモデル、それから、ダウンロードにおいて販売が可能だというようなところ、そうしたところと、実際にはビジネスプレーヤ、事業者サイドと若干絡んでくるところもあると思いますけれども、1つ

はそうしたところの新しい収入形態を目指せるということが、この際、必要なのではないかと個人的には思っています。

【構成員】最初におっしゃったのは、こういう放送を開始するとか、そういう時期をおっしゃったんですか。

【構成員】ええ。日本でテレビは1億2,000万台ありますから、家庭に2台目、3台目のテレビがございまして、実際の視聴率というのは、1台目より2台目、3台目のほうが多い現状がございまして。ですので、家庭の1台目のテレビがデジタルになったとしても、2007年の時点で、かなり多くの2台目、3台目のテレビが残ることから、実際に民放経営のことを考えますと、視聴率収入で成り立っておりますので、その時点で急にやめてしまうと、収入に非常に大きな影響があるという現実問題がありますので、その辺、もちろん、この数年の政策というのは、もうテーゼとしてもちろんやって、この懇談会はそういうことでいいと思いますけれども、私個人としては、そのあたり、今後、現実的な対応というものが必要になってくるということもあり得るということを一言申し上げたいと思います。

【構成員】それじゃ、どうぞ。ほかに。先ほど既に論点も幾つか提示されてもおりますので、ここでは何を主要な論点にするかということについても。

いろいろな分野の先生方がいらっしゃいますので、それぞれの分野があって、今、既にお話しいただいたと思いますが、技術の分野でほかに何か論点とか、ご発言いただくようなことございますでしょうか。どうぞ、お願いします。

【構成員】論点の1つとして、技術面で申しますと、複数の放送方式を1つの放送形態の中で認めるかどうかという点が、多分、今までにはなかったことかなと思っています。線表というお話がございましたけれど、技術基準の観点からすると、現在の技術基準をあまりいじらなくてもできそうなものもありますし、新しい放送方式ということになれば、それを多分、情通審の場で議論しなきゃいけない。新しい方式が入ってくるのかどうかで、線表が変わるのかなということで、複数放送方式を認めるのかどうかというのが1つの大きなポイントになるのかなと思っています。また、国際競争力のお話が出ましたが、先ほどのご発言に対する答えは非常に難しく、一体だれのための国際競争力の強化なんだと言われると、これはなかなか厳しいものがあります。特に放送ということになりますと、携帯電話のように、ある意味で端末が売れば良いという話ではないので、長い目で見ていただかないといけないのかなと感じています。それは放送方式の国際展開、それからコンテンツの輸出という、そのどちらに関しても、そういう立場かなと感じた次第です。も

うかるのであれば、よその方式を持ってきてもいいじゃないかというのは、確かにそうなのかもしれないですけど、長い目で見たときに、そうすると我が国の技術力が低下していきます。キャリアさんの中で研究所は要らないというようなことをおっしゃったところがかつてあると聞いたこともございますが、それはその場は良いかもしれないけれども、ボディーブローとしてこたえてくるということです。

放送に関しては、世界的に見て、NHKの放送技術研究所に匹敵するようなところは、今もうありません。放送技術に関しては、ある意味で、日本が世界の先端を走れるところにいると。これはやはり守っていかないといけないんじゃないかという気はしています。もちろん、お金にならないことはできないというのはあるのですが、少し長い目で見て、方式にしても、コンテンツにしても、技術力、文化の質だというような観点を持っている必要があるのかなと感じた次第です。

【構成員】おっしゃるとおりです。ただ、そういった考え方が全体に浸透しているわけでもないわけです。私は日本の方式を押し出す必要はもうないんじゃないかと言っているわけではないのです。ただ、そういういろんな見方があるので、まさに時間軸が重要です。そんな日本の企業、四半期四半期で結果を出していかないと、みんなクビになっていく時代ですから、なかなか、ここは歯を食いしばって、3年後、5年後、いや10年後に花開かそうと言っても、それはわかっているけどという話になってしまうので、そこをどう折り合いをつけていくか、私は別に予断を持っているわけではなく、両方あるのではないかという意見でございます。

【構成員】過去の規格の決め方について、例えば、反省はなかったかということがあって、私なんか思うのは、テレビ局が中心になって制度をつくりますと、若干クローズなものになりやすいと。インターネットとの親和性が非常にないXMLということで、結局、放送の中に文字コンテンツの量が非常に減ってしまう。テレビ局も熱心にそれをつくるわけじゃないので。そうすると、例えば、周辺の規格をもうちょっと緩くして、インターネットとの親和性を高くしておいたほうがユーザーには便利だったんじゃないか、私は個人的にそう思っているんですけども。その辺、どうしても既存事業者がいますと、敷居を上げるということになってしまって、そうすると利便がよくないので、かえってはやらないということが起きてきます。過去の制度設計というか、技術的な基準を選ぶときに、何がよくて、何がよくなかったのか、何が発達しなかったとかということをちゃんと考えておくことが大事だと思います。

【構成員】今おっしゃっていたお話はデータ放送の部分だと思うのですが、データ放送に関しては、お上の強制規格というのはありません。あれは民間の標準化団体で決められた技術基準であり、国の強制規格の中からは外れているわけです。今提

供されているワンセグに関してもそうであり、だからといいますか、実は特許問題がいろいろあって、最初はMPEG-4を使うと言っていたのがH.264に変わったわけですが、あの辺の話も国の強制規格ではないので、割合と、とっとと民間ベースで話が進むというところが逆にあったのではないかと思います。データ放送に関して、何をどうするかということは、もちろん審議会の中でも議論はされていますけれど、強制規格にはなっていないと理解しています。

【構成員】ですから、民間事業者が決めた場合に、必ずしもオープンな規格を採用するとも限らないということがありますので、審査するときに、最終的に消費者がついて、非常に使われないと、データ放送事業もほとんど失敗しているわけですから、逆に自分の首を締めたこともあると思うんです。ですから、そういうところを見て、消費者利便のいいもの、それから発展性もよくて、コンテンツがたくさん出てくるものというようなことも選定の1つの基準になってくるんじゃないかなと思います。

【構成員】どうぞ、ほかに。ビジネスと関係が深いわけですから、そういう観点からでも結構です。さっき知的財産の話がありましたが、一般的にはどういう問題が考えられますか。

【構成員】今、ご説明がありましたように、MPEG-4の特許の問題とかという観点と、あと著作権法の観点の問題が起こり得るかなと。これは携帯の音楽のダウンロードとか見ておきますと、やはり自分が持っているCDを携帯にはなかなか格納できないので、そのときの新しいビジネスモデルというのが、今の著作権法では認めないという判決が出たりとか、今回も放送のものを携帯にダウンロードして、それを多分、家の普通のテレビでも見るというときに、ファイルを変換するとどうなるかという観点で問題になり得る可能性がある。そういったところで、iPod、iTunesがアメリカで起こって、日本で採用されたのは世界で19番目といううわさを聞いたんですけども。

【構成員】それは著作権問題でという意味ですか。

【構成員】それだけではなくて、いろんな許諾があったのだと思うんですけど、そういった意味で、新しいビジネスモデルを支援するときに、必ず法律の問題というのが俎上に上りますので、国としても、法改正も踏まえて、そこを支援するとか、そういった体制ができると、より新規参入の方がやる気になるかなと思います。特許と著作権、両方で問題が起こる可能性があると思います。

【構成員】今、法律問題という話が出まして、別の観点からでも結構でございます。何か論点というか、あるいはご疑問ということでも、ご質問ということでも結構でございますので、他に何か。

【構成員】今のところ、論点としては、先ほどの放送制度の概要の中でお話ししていただいたところで、大体よろしいのではないかと。つまり、この新しい放送を既存の法制度の中のどこに入れ込んでいくか、あるいは既存の法制度ではおさまらない部分がどこなのかという辺りを考えるということでもいいんじゃないかと思います。もう少し、具体的にどういうものが出てくるかということを見た上で考えたいと思います。1つありますのは、外国の動向についてですが、技術的な部分については資料の中にあっただかと思うんですが、制度的な面で外国の動向がある程度提示されると少し参考になるかなと思いました。

【構成員】それは事務局のほうで用意していただけますか。

【総務省】はい。調べ始めておりますが、まだ十分な資料は集まっておりません。お時間はいただきたいと思いますが、懇談会の場で、きちんとご説明できるように、準備はしたいと思っております。

【構成員】ハード・ソフト分離という話、番組編集の規律はどうだとか、あるいはマスメディアの集中排除原則がどうかとか、既存の放送に適用されるようなものと相当違うんだろうと想像しますけれども、それが外国でどういうふうに使われているかということで、もしあれば、ご紹介をいただければと思います。

ほかにどうぞ。ビジネス分野というか、そういうところでビジネスモデルをどう構築するかとか、競争がどうなるかとか、そういう観点から何かご発言いただくことはないでしょうか。

【構成員】今あった議論の延長でもあるのですが、技術的に世界の先端に行くというのは非常に重要なことではあると思うのですが、そうは言っても、やっぱりそれも研究開発費用が必要になるわけで、それを稼ぎ出すビジネスとして育たないことには仕方がない。制度をつくらなければというと、どうしてもそういう制度論に傾注しがちなのですけれども、この懇談会が議論するのは、まずはどういう消費が振興されるのか、今まで市場がなかったところで、供給者が何を、だれがそれを買うのが重要です。それがなくには、繰り返しになりますが、研究開発のための投資もできなくなって、結局は、じり貧になっていくということで、それが日本の幾つかの技術の分野で既に起きているようにも思います。例えば、携帯端末をつくっている会社が、どこも高収益を上げているかということ、必ずしもそう

じゃないというような事情もあることが挙げられます。日本独自の方式がいいのか悪いのかというのは、私は今、定見を持っているわけではありませんけれども、独自の方式を採用するならばそれを使って国際競争力を増すようなモデルをつくっていくという発想が、必要なんじゃないかと思っています。ですので、やはりこの懇談会は、そういう意識で議論を進めていくべきではないかと思えます。

恐らくはそのような意図で、あまり論点を定めず、まずは検討課題を広く募集してプレゼンテーションをし、課題を出そうということなのかと推察するのですけれども、いきなり創造的なものをつくるというのは、できる方もいるけれども、必ずしも誰でもができるわけではありません。私の提案は、この懇談会で議論して出てきた論点を整理したものを紙に書いて、それをどんどんアップデートしていけばいい。その時点その時点の論点は、この構成員の中で共有化をして、もちろんプレゼンテーションをしていただいたりする中で、新しい論点が増えれば、それを書き換えたり、つけ加えたりということをやったらいんじゃないかと、そのほうが議論が締まるのではないかと思うんですが、そのように提案させていただきます。

【構成員】事務局では、多分そのようなやり方で、何も全く白紙からやるわけではなくて、事務局のほうでも論点を先ほど提示されましたし、それ以外にもあるかもしれないけれども、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

【総務省】先ほど私から説明させていただいたことも含めまして、あるいは、今日いろいろご提案いただいたものを論点として整理したようなものもつくらせていただき、構成員の皆様方が共有できて、それが議論のベースとなっていけるようなものをつくっていきたいと思います。

【構成員】そうしていただけると、議論がやりやすいのではないかなと思います。あとは、ビジネスとして成り立つということ、国民が便益を受けて、それからそれに関わるような事業者が、そこで適正な利潤を上げられ、なおかつ何か国際的な競争力を持って成長の余地を見つけれられる、そういったようなものをつくってけると意味深いと思っております。

【構成員】私はどちらかといいますと、ビジネスというよりは、研究テーマは、弱者とか市民とかメディアという観点、または地域の活性化とか、そういった中でメディアの活用という問題をずっと自分のテーマにしておりますので、ここの懇談会では、どちらかという制度とか、法的な制度、それから技術の問題、ビジネスモデルといったところで議論が主にされていくのだと思うんですけれども、それはどのメディアも、今までの発達を見ていまして、最終的には、メディアの受益者というか、視聴者という人たちがどう感じているのか、それによって生活が向上

するとか、必要な情報が得られればいいわけですけど、そうでない問題も多々あったわけで、それがやはり今回の中でも、事前にある程度議論されることもあってもいいのかなとも思います。ビジネスモデルの中で、やはり消費者となる人たちが何を求めているのかというのを知った上で、それをビジネスの中に入れていただけたらなと思っています。

特に、既に携帯電話を使って、いろいろな市民活動をされているところも多いです。防犯・防災とかということもあります。特にワンセグに関しては、防災とかという観点で非常に期待が高まっているというのがありますので、事業者の方たちも、できれば消費者の声を拾っていただきたいと思います。今の若い学生に聞きますと、一番使っているメディアは何かといったときに、ほとんどの学生が携帯電話なんです。テレビはあまり見ないという学生が非常に増えているわけで、携帯電話に非常に頼っている、そういう人が非常に増えてきています。そういった人たちが、今までのテレビといった、ラジオも含めてですけど、そういったメディアの与えてきた形態で本当にいいのかどうか。先ほど他の構成員もおっしゃっていましたように、インターネットに非常に頼っている世代の人たちの中で、インターネットとうまくどうやって接続させていくのかという辺りも議論していただけたらと思っています。

【構成員】技術として一番難しいのは、周波数を割り当ててしまうと、技術基準が、がたがたに、ここがこうなんだとか、しっかりつくってしまうと、もうそれ以上変えられないというところがインターネットと大きく違うところだと思っています。ただ、今回の携帯端末は、おそらく5年から10年、せいぜい携帯電話も、アナログは今使っていませんので、十数年たてば、もう変わりますよね。そうすると、また新しい技術が出てきて、柔軟に対応していくようなところがとても重要なのかなと。さらに理想的には、多分、マルチメディア放送とか、放送として、その電波を割り当てることになると思うんですが、でも、それは果たして将来のいろいろな使い方を見たら、ほんとに放送なのかというところの、通信ぽいような、アップリンクがない周波数帯ではあるんですけど、アップリンクは別の周波数帯を使えば通信プログラムもできますし、ピアツーピアみたいなアプリケーションもあり得るわけではないので、だから、できれば、今回はもう技術的に、このスケジュールでいくと、今もうある技術を使わざるを得ないのでいたし方ないところはあるかもしれないのですが、将来に向けては、かなりフレキシブルに対応できるよう、その速度を加速するような技術基準とか、そういう認可制度みたいなものがあり得るといいかなというふうな感想を抱いております。

【構成員】先ほどは国際競争力という話が出ましたので、長期的ということを強調せざるを得なかったのですが、今、おっしゃったように、このサービスの導入時期

を考えますと、これから、がりがり開発をして新しいものを持ってくるということにはならないだろうと。現在あるものの中から、若干モディファイはあるかもしれないけれどもとということじゃないかなと思います。従来から放送の技術基準を決めていくときの要求条件の1つとして、やはり国際的な標準方式になっていることという条件を入れていることが多いので、特殊なものにはならないということです。そういうことからしますと、先ほどご紹介がありましたように、ITU-Rの中で、今どういう議論が行われているかということ、大体3つぐらいに絞られているのかなと思います。あとは、どういう形の法制度になるのかということで、電波の割り当てが決まってくる。例えば、全国放送を地上で認めるのかどうか、今の地上放送と同じような県域放送にするのかどうかというようなところでも割り当てが変わってくる。割り当てが変わると、当然それに対応できる方式なのかどうか、電波の利用効率はどうなのかといったような議論は、当然、技術的には出てくるとは思いますが、突拍子もない新しい方式が出てくる可能性は多分かなり低いでしょうし、そういうものが出てきたとしても、それが国際標準でなければ、なかなか我が国の放送方式として採用するのは難しいのではないかなという気がしております。

【構成員】国際標準ですが、将来的にインターナショナルなものに近づいているというロードマップがよく見えないと議論しにくい。あるシステムの寿命がどのくらいで、そういう寿命の中で、こういうことを考えましょう、あるいはもっと長いスパンでいったら、こういうことが起こり得るから、こういうことをちゃんと考慮しておかないといけないと、そういう論点があるのではないか。ソフトとハードのロードマップがあって、今はここで仕方がないという部分もあるかもしれない。かなり昔ですが、私は携帯電話の開発をしていました。日本にはPDCがあり、かなり小さい端末がすでにありました。その当時、ヨーロッパに行ってジューメンスの研究所を訪問したら、かなり大きなGSM端末を持ってきました。日本にそれで国際電話ができると言うのでかけてみたら、すごくいい音がしました。大きさはとらわれずスペックはしっかりしていると驚きました。大きさは半導体技術によってその後どんどん小さくなりました。そのときGSMの開発をしていた人たちはロードマップを持っていて、その時点では通信方式が複雑で大きくなっても仕方がないという割り切りがあったと思われます。そういう技術、国際化、社会のトレンドを考慮して、新しいものの導入、マイグレーションを議論しないと、長期的なポイントはうまくつかめないという気がします。もし可能であれば、提案ではそういう長い目でみた検討もしてもらいたい。

【構成員】ビジネスモデルに影響を与えるものに電波利用料ってありますね。事業者がそれを払っていくことになりますから。総務省が2011年以降どちらかというと上げていく方向というふうに聞いているんですけど、その辺の目算というか、

打算があるのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたい。

【総務省】電波利用料のあり方は、基本的に3年ごとにいろいろ見直しをしております、まさに今、来年から3年間の見直しの議論を、この間までいろいろしてきました。

【構成員】それは2011年までということですか。

【総務省】それは2010年までであり、2011年以降はそのさらに次のフェーズになるので、そこら辺はまだ決まっていないという状況です。

【構成員】では、それを決めるのは2010年ごろに決めるということになりますか。

【総務省】そういうスケジュールに、大まかに言うとなると思います。

【構成員】それでは、今いただきましたご意見を踏まえまして、また提案募集もございますので、それらを参考にしながら、懇談会として具体的に検討を進めさせていただきたいと思います。

## 6 その他

○第2回会合は、9月下旬から10月の間に開催を予定。

以 上